

# 保育園等人園のご案内

塩尻市保育課

# 目次

1 塩尻市の幼児教育・保育施設 2
子どもの認定と利用できる施設 ・・・・・・・・・ 3
保育園(公立) 4
保育園(私立)、認定こども園・・・・・・・・・5
地域型保育施設 · · · · · · · · 6
幼稚園、認可外保育施設・・・・・・・ 7
2 保育園等の入園手続き 8
①入園の要件の確認 ····································
リス国の女 ITの確認
也十之代入女。自然小干品
③電子申請による申込 ・・・・・・・・・・・・・・・
④子どもの面接 ······29
⑤利用調整・入園決定 ・・・・・・・・・・ 3
⑥利用調整後の流れ ・・・・・・・・・ 36
⑦入園申込に関するQ&A ····· 38
<b>3 保育料等·保育時間</b> 4
保育料及び副食費・・・・・・・・・・・・・・・・・42
保育時間 44

# 1 塩尻市の幼児教育・保育施設

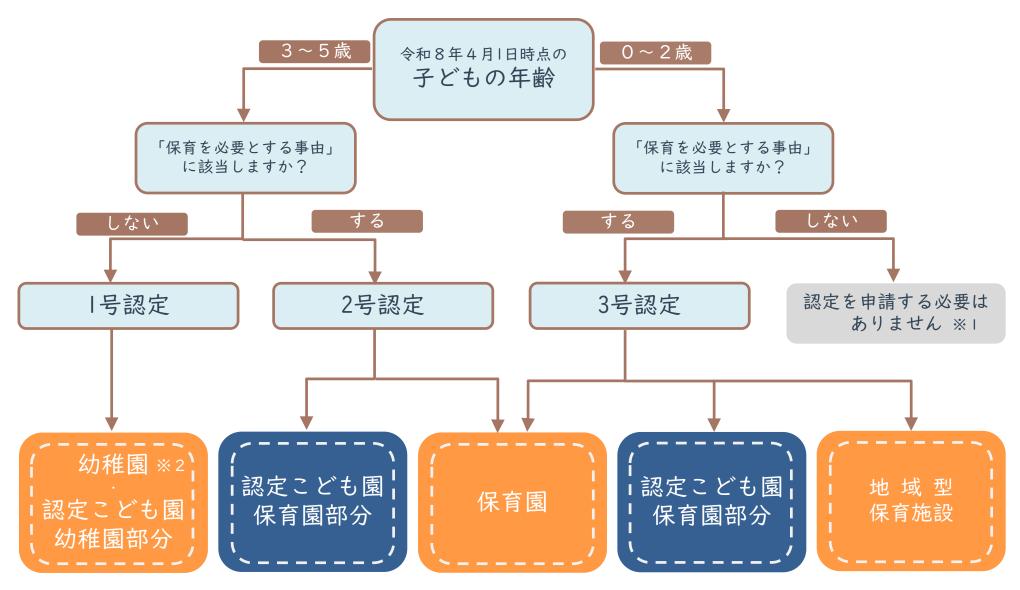


市内保育園等の位置図がご覧いただけます

※各施設の開園時間等の情報はP4~P7でご確認ください。

#### 年齢の基準は令和8年4月 日です 保育園等では、4月 | 日時点の年齢(クラス年齢)が基準に なります。そのため、年度途中で誕生日を迎えてもクラス年 齢は変わりません。 クラス年齢 生年月日 令和7年4月2日~ 0歳児 ※ 園により入園できる月齢が異なります。 令和6年4月2日~令和7年4月1日 I 歳児 令和5年4月2日~令和6年4月1日 2歳児 令和4年4月2日~令和5年4月1日 3歳児 令和3年4月2日~令和4年4月1日 4歳児 令和2年4月2日~令和3年4月1日 5歳児

## 子どもの認定と利用できる施設



- ※ | 必要に応じて、幼稚園や認定こども園で行われている未就園児のプレ保育や、一時的保育(デイ保育)などが利用できます。
- ※2 幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の入園手続きについては、各園にお問い合わせください。

# 保育園(公立)



家庭で十分な保育ができない場合に子どもを保育する施設です。保護者が入園の要件(P10~P15参照)を満たしている必要があります。

	₩₩₩	<b>卢</b> 尼	<b>あた</b> きエ	開園	時間	) 国がセフケム	+ / ^ > :		
	施設名	定員	電話	月~金曜日	土曜日	入園できる年齢	ホームページ		
	塩尻東保育園	170人	0263-52-7820	7:30~19:30	-				
	みずほ保育園	95人	0263-54-0103	7:30~18:30	-				
	大門保育園	130人	0263-54-0485	7:30~19:30	7:30~18:00				
	日の出保育園	155人	0263-52-7489	7:30~19:30	7:30~18:00				
	宗賀中央保育園	130人	0263-53-3380	7:30~19:30	7:30~18:00		messagem.		
	片丘保育園	90人	0263-54-0486	7:30~19:00	-	満6か月~5歳児			
	高出保育園	130人	0263-52-7819	7:30~19:00	-				
公立	広丘野村保育園	170人	0263-52-7818	7:30~19:00	7:30~18:00				
	吉田ひまわり保育園	170人	0263-58-0607	7:30~19:30	7:30~18:00		公立保育園のご案内 (持ち物のしおり)		
	吉田原保育園	80人	0263-58-0608	7:30~19:00	-				
	広丘西保育園	130人	0263-85-5430	7:30~19:30	7:30~18:00				
	広丘南保育園	80人	0263-54-0482	7:30~19:00	-				
	妙義保育園	150人	0263-52-7821	7:30~19:00	-				
	北小野保育園	60人	0266-46-3602	7:30~18:30	-				
	楢川保育園	60人	0264-34-2320	7:30~18:30	-				

## 保育園(私立)



家庭で十分な保育ができない場合に子どもを保育する施設です。保護者が入園の要件(PIO~PI5参照)を満たしている必要があります。

施設名	定員	電話	開園時間		人園できる年齢	ホームページ	
他敌石	<b>人</b> 人	电动	月~金曜日	土曜日	八国(ごる牛駅	W 7.4.	
私 社会福祉法人みのむし学園 立 よしだ保育園	80人	0263-58-4326	7:30~19:00	7:30~18:00	満6か月~5歳児		

## 認定こども園

幼稚園部分の入園手続きは各園にお問い合わせください。

保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。保育園部分は、保護者が入園の要件(PIO~PI5参照)を満たしている必要があります。

	施設名	中目	定員電話		時間	入園できる年齢	ホームページ	
	他故有	<b>人</b> 人	电动	月~金曜日	土曜日	八国(この十町	ホームベージ	
私	社会福祉法人サン・ビジョン サン・サンこども園 グレイスフル塩尻 私	保育園部分 48人 幼稚園部分 12人	0263-51-6214	7:30~19:00	7:30~19:00	保育園部分 満3か月~5歳児 幼稚園部分 満3歳~5歳児		
	<ul><li>☆ 学校法人御子柴学園</li><li>よしだ幼稚園</li></ul>	保育園部分 27人 幼稚園部分 60人	0263-58-4312	7:30~18:30	7:30~18:00	保育園部分 2歳児~5歳児 幼稚園部分 満3歳~5歳児		

## 地域型保育施設



0~2歳児を対象に、定員19人以下の少人数で保育を行う施設です。保護者が入園の要件(P10~15参照)を満たしている必要があります。

施設名		定員	電話	開園時間		入園できる年齢	ホームページ	
				月~金曜日	土曜日			
	<sub>合同会社</sub> グラベラ ひかりテラス保育園	19人	0263-50-8905	7:30~18:30	7:30~18:00	満1歳~2歳児		
	学校法人御子柴学園 みのむしのおうち	19人	0263-86-5310	7:30~18:30	7:30~18:00		詳細は <u>よしだ幼稚園</u> に お問い合わせください	
私立	合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園ひろおかキッズ	19人	0263-88-5381	7:30~18:30	7:30~18:30	进7.4.日 7 <u>年</u> 旧		
	社会福祉法人つるみね福祉会 郷原つつじ保育園	12人	0263-52-8825	7:30~18:30	7:30~18:30	満6か月~2歳児		
	合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園よしだキッズ	19人	0263-87-6607	7:30~18:30	7:30~18:30			

<sup>※</sup>確認したいホームページが表示されない場合は<u>他のコードを隠して</u>お試しください。

## 幼稚園

学校教育法に基づく教育施設で、入園の要件はありません。教育方針などの詳細は各園にお問い合わせください。

	施設名	定員	電話	保育時間	入園できる年齢	ホームページ
私	学校法人アイオナ学園 塩尻めぐみ幼稚園	140人	0263-54-0748	8:30~ 4:30 (預かり保育 6:30まで)	満3歳~5歳児	
私立	学校法人相澤学園 <b>塩尻幼稚園</b>	140人	0263-52-1893	8:30~ 4:30 (預かり保育 6:30まで)	満3歳~5歳児	

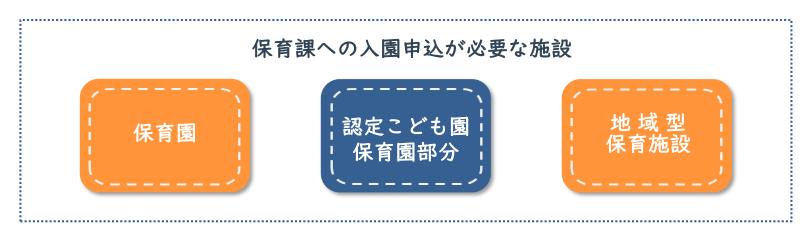
## 認可外保育施設

入園手続きは各園にお問い合わせください。

児童福祉法に基づく認可を受けていない施設です。県知事への届出を行い、乳幼児の保育を行っています。詳細は各園にお問い合わせください。

	施設名	定員	電話	保育時間	入園できる年齢	ホームページ
私	自然ランド バンバン	20人	080-5143-0086	9:00~ 4:00	3歳児~6歳児	
立	ハートフルキッズ 広丘保育園 (企業主導型保育事業所)	19人	0263-88-7102	7:30~18:30	満6か月~3歳未満児	

# 2 保育園等の入園手続き



※幼稚園、認定こども園の幼稚園部分、認可外保育施設の入園手続きについては、各施設に直接お問い合わせください。

- ① 入園の要件の確認
- ② 申込に必要な書類の準備
- ③ 電子申請による申込

10月1日(水~31日)金

④子どもの面接

11月10日(月)~21日俭

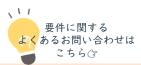
⑤ 利用調整・入園決定

|月下旬



- ⑥利用調整後の流れ
- ⑦ 入園申込に関するQ&A

## 保育園等の入園の要件





保育園等(保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育施設)は、保護者 | 名につき | つ、次のいずれかの要件を満たしている場合に限り入園できます。

入園の要件	内容
① 就労	Iか月あたり64時間以上の労働を常態としている
② 妊娠・出産	妊娠している、または出産後間がない
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、または精神若しくは身体に障がいがある
④ 介護·看護	同居の親族を介護または看護している
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている
⑦ 就学	大学、専門学校、通信制高校、職業訓練校等に就学している
⑧ 虐待·DV	虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)がある、またはそのおそれがある
9 育休継続	育児休業をする際、既に保育園等に入園している子どもがいて、継続して利用する必要がある
⑩ 家庭育児	3歳未満の子どもを家庭で育児している ※3歳以上児に限り適用



- ・入園後に入園の要件を満たさなくなった場合は、退園していただきます。(例:仕事を辞めた)
- ・入園の要件に関する提出書類等の虚偽が発覚した場合は、退園していただきます。
- ・年度途中に入園の要件を変更する場合は、変更手続きが必要です。(例:就労 → 妊娠・出産) なお、毎月25日までに変更手続きをした場合は、翌月から変更が可能です。



## ①就労

#### 

※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、テレワーク、内職など、就労形態は問いません。 ただし、労働の対価として給与等が発生している場合に限ります。

※入園月時点で就労を開始している必要があります。

#### 【必要書類】 就労証明書(市指定の様式で勤務する会社等が作成したもの)

↑ 就労証明書は、申込時点で塩尻市ホームページに掲載されている様式であって、申込日から3か月以内に 発行されたものが有効です。

例) 10月提出の場合:証明日が7月1日以降になっているものが有効

就労証明書の証明者が本人または親族である場合、以下の書類の提出が必要です。

(原則、証明者名義の書類を提出してください)

※書類を用意できない場合は保育課へご相談ください。

令和6年中に収入または給与が発生した場合:いずれか1点の写し

・最新の確定申告書(第一・二表) ・最新の源泉徴収票

令和7年1月以降に収入または給与が発生した場合:<u>いずれか1点の写し</u>と<u>収入申告書(市指定の様式)</u>

- ・営業許可証 ・開業届※ ・事業所登録 ・雇用保険の加入状況がわかる書類
- ※受理印がない開業届の場合、提出方法に応じて下記の書類をあわせて添付してください。
  - ▶電子申請で提出された方:日付や受付時間が確認できるスクリーンショット等
  - ▶紙で提出された方 : 税務署に提出した際に受け取った「申告書等の提出について」等

## ② 妊娠・出産



【条件】 保護者(母)が出産(予定)月の3か月前~6か月後であること

例) IO月出産の場合

出産前3か月(7~9月)+ 出産月1か月(10月)+ 出産後6か月(11月~翌年4月)=10か月

【必要書類】 母子健康手帳の写し (保護者氏名と出産予定日が分かる部分)



## ③ 疾病・障がい

【条 件】 保護者が「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」のいずれかに該当していること

【必要書類】

- 障がいがある方 … 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の写し
- ② 介護認定(要介護2以上)を受けている方 … 介護保険被保険者証の写し
- ③ ①②に該当しない方 … 保育ができないことに関する医師の診断書(市指定の様式)



## ④ 介護・看護(同居親族)

[条件] Iか月あたり64時間以上、同居親族の介護または看護をしていること

【必要書類】 ① 次のいずれかⅠ点

- ・障害者手帳 I・2級(療育手帳はAI・A2)の写し
- ・ 介護保険被保険者証(要介護3以上)の写し
- ・医師による診断書(市指定の様式)
- ② 介護・看護申立書 (保護者ご自身でご記入ください)

※申立書の内容次第では入園の要件として認められない場合がありますので、事前に保育課にご連絡ください。 ※診断書については、保育課で申立書の内容を確認した後に医師に依頼してください。

※①と②の両方必要です。

## ⑤ 災害復旧

[条件] 地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっていること

【必要書類】 り災証明書



## ⑥ 求職活動



[条 件] **求職活動を継続的に行っていること**(自営業の起業準備を含む)

【期 間】 3か月間

【必要書類】 ありません (申込の際に求職活動の状況を記入していただきます。)

## ⑦就学



【条 件】 大学、専門学校、通信制高校、職業訓練校等に就学していること ※ 1 か月あたり 6 4 時間以上

【期 間】 在学期間または年度末までのいずれか短い方

【必要書類】 ①在学証明書(入学前の場合は、合格通知書)

【必要書類】 ②カリキュラムなど (日数及び時間が分かるもの)

※①と②の両方必要です。

## ⑧虐待・DV

【条件】 **虐待やDVが行われている、またはそのおそれがあること** ※該当する方は、保育課及びこども未来課へご相談ください。

## ⑨ 育児休業中の継続利用

[条件] 育児休業をする際に、すでに保育園等を利用している子どもがいて、 継続利用が必要と認める場合

【必要書類】 就労証明書

(市指定の様式で勤務先の会社等が作成し、育児休業期間の記載があるもの)

## ⑩ 3歳未満児の家庭育児

- [条 件] 入園する子どものほかに3歳未満児を家庭で育児していること
  - ※「3歳未満児」とは、令和5年4月2日以降に生まれた子どもです。
  - ※上記3歳未満児が保育園、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、認可外保育施設等に入園している場合は該当しません。
  - ※3~5歳児の入園に限り認められます。0~2歳児の入園には適用できません。

#### 【必要書類】 ありません

- ① 入園の要件の確認
- ② 申込に必要な書類の準備
- ③ 電子申請による申込

10月1日(水~31日)金

④子どもの面接

11月10日(月)~21日俭

⑤ 利用調整・入園決定

1月下旬

⑥利用調整後の流れ



⑦ 入園申込に関するQ&A

## 申込に必要な書類について



## 該当する入園の要件の「必要書類」をご用意ください。 (P10~P15参照)

- ※保護者1名につき一式、該当する要件に応じた必要書類をご用意ください。
- ※様式は申込時点で塩尻市ホームページに掲載されている様式をダウンロードしてください。 保育課や保育園でもお渡しできます。
- ※証明書に直接記入する場合は、黒のボールペン・万年筆ではっきりと記入してください。鉛筆や消せるボールペンは無効です。
- ※就労証明書は、勤務する会社等に作成していただく必要がありますので、早めにご準備ください。





- 入園の要件の確認
- ② 申込に必要な書類の準備
- ③電子申請による申込

10月1日(水~31日)金

④子どもの面接

ⅠⅠ月Ⅰ0日(月)~2Ⅰ日(金)

⑤ 利用調整・入園決定

|月下旬



- ⑥利用調整後の流れ
- ⑦ 入園申込に関するQ&A

#### 申込受付期間

#### 【 | 次受付】

# 令和7年 10月 1日(水) ~ 31日(金) 17時 15分

上記の期間に申込手続きが間に合わない場合は、次の日程で受け付けます。ただし、<u>I次受付の申込者の利用調整が終了した後での利用調整(2次利用調整・最終利用調整)</u>となりますのでご注意ください。

#### 【2次受付】

|次受付終了後~令和8年|月23日俭|7時|5分

#### 【最終受付】

2次受付終了後~令和8年3月10日火17時15分

※電子申請には、インターネットに接続できるパソコンかスマートフォンが必要です。電子申請が困難な場合については、保育課へご相談ください。

## 電子申請の流れ



① 検索サイト等で「塩尻市公式ホームページ」へアクセス

塩尻市 公式

<スマートフォン版画面>





### ②「申請サービス」を選択

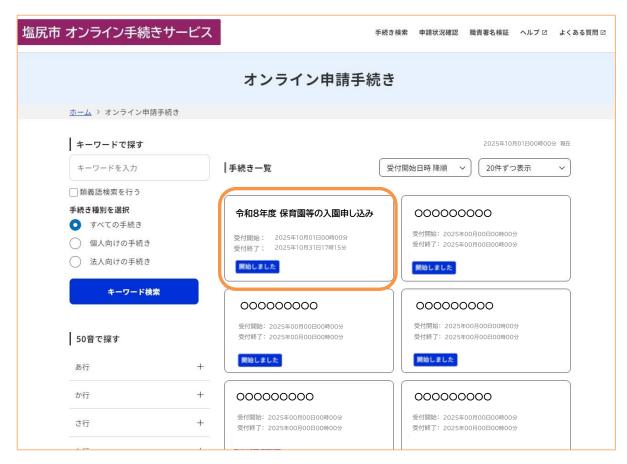
※実際の画面では、イメージと異なる場合があります。







## ③ 手続き一覧から「令和8年度 保育園等の入園申し込み」を選択



- ※上の画面はイメージです。実際の画面では、手続きの並び順が変わる場合があります。
- ※手続き名「令和8年度保育園等の入園申し込み」で検索することも可能です。





### ④ 申請者(保護者)の利用者登録



#### ↑ 既に利用者登録がある方もご確認ください!



- ▶「利用者登録される方はこちら」を選択
- ▶利用規約画面に遷移しますので、利用規約をご確認のうえ。 「同意する」を選択



- ▶メールアドレスを入力し「登録する」を選択
- ▶ 登録いただいたメールアドレスに、登録手続用のURLが記載 されたメールが届きますので、URLにアクセスして利用者登 録を行ってください。

次のアドレスのメールを受信できるよう設定してください。



city-shiojiri-nagano@apply.e-tumo.jp

#### ⑤ ログイン → 申込内容の入力

利用者登録が完了したら、再度、手続き一覧の「令和8年度 保育園等の入園申し込み」を選択し、利用者ID(メールアドレス)とパスワード (利用者登録の際に設定したもの)を入力してログインしてください。

保護者氏	名 必須
家計の主と7	なる保護者の氏名を入力してください。 (教育・保育給付認定保護者となります) 名:
申請区分	必須
次の内容を	<b>ご確認いただき、申請区分を選択してください。</b>
<申請区分> (1)継続また 既に市内	は転園希望 の保育所等(※)に通園していて継続利用する場合
(2)出生前 申込時点	において、申込児童が生まれていない場合
(3)新規 新たに入	園を希望する場合
※保育園・	忍定こども園・地域型保育施設が対象(P3~P5参照)
○ 継続ま	たは転風希望
○ 出生前	ı
○ 新規	
選択解除	



○一時保存を行う場合は、画面最下部までスクロールしてください。 ○2人以上の子どもの申込をする場合は、1人ずつ申込をしていただく 必要があります。

この場合、2人目以降の申込の際に、1人目の申込で入力した内容を コピーして利用することがきます。(P27参照)

※申込内容等に虚偽があった場合、入園取消となる場合があります。

# **入力項目は | 〇項目です** 添付書類はあらかじめ撮影してから申込して いただくとスムーズです

	入力項目	内容
	① 申請区分	申請区分(新規、継続・転園、出生前)など
	② 入園に係る子どもの 情報	氏名、生年月日、障害者手帳等の有無、兄弟姉妹で同時に申 し込む場合の意向など(※必ずP35をお読みください。)
	③ 保護者の情報	現在の住所、令和7年   月   日の住所、令和8年   月   日(予定)の住所、緊急連絡先など
	④ 世帯の状況	同居家族全員の氏名、子どもとの続柄、生年月日、勤務先・学 校名 など
	⑤ 保育を必要とする 事由等	保育を必要とする事由、 <u>証明書の画像添付(P24参照)</u> など
	⑥ 保育を希望する時間等	保育を希望する期間及び時間、延長保育が必要な理由、土曜 保育の希望の有無など
	⑦ 利用を希望する施設	希望園(※必ずP34をお読みください。)
	⑧ 家庭等の状況について	生活保護世帯の該当有無など
	<ul><li>③ 入園前の調べ</li><li>(新規申込のみ)</li></ul>	健診、既往症、体質、アレルギー、持病、睡眠、食事、排泄、発達、 着替え、言葉 など
	⑩ その他	個人情報の取扱いなどに関する同意確認など

### ⑥ 申込内容の入力(画像データの添付)

「保育を必要とする事由の証明書」は、画像データを添付してください。

- ※PIO~PI5をご確認の上、該当するものを添付してください。
- ※証明書の修正を依頼する場合がありますので、原本は保管しておいてください。





# 添付画像が合計20MBを超えるとエラーになります

お手数ですが、次の対応をお願いします。

#### ファイルサイズを縮小する

カメラ機能の設定変更、ファイルの圧縮などをお試しください。

※スマートフォンの場合は、アプリを 活用することでファイルサイズの縮 小が可能です。

#### どうしても画像添付ができない場合 は…

申込受付期間中に、保育課までご連絡ください。

- ・スマートフォン版の場合、「ファイルを選択」を押すと、写真撮影またはファイルの選択が可能になります。
- ・パソコン版の場合、「ファイルの選択」を押すとファイルの選択が可能となります。
- ※あらかじめ書類を撮影してから申し込みを始めていただくとスムーズです。

#### ⑦ 入力完了 → 申込

全ての必要項目の入力が終わりましたら、ページ下部の「確認へ進む」を選択してください。申込内容を確認の上、ページ下部の「申込む」を選択してください。



## ▲エラーの修正について

必須項目が未入力の場合などは、「確認へ進む」 ボタンを選択した後にエラーメッセージが表示されます。黄色く表示されたエラー項目を修正してく ださい。

全てのエラーを修正しないと、申込が正常に完了しませんのでご注意ください。

申込が完了すると「令和8年度 保育園等の入園申し込みの手続きの申込を受付しました」というメッセージが表示されます。

### ⑧ 申込仮受付メールの受信

申込が完了すると「申込仮受付のお知らせ」がメールで届きます。整理番号、パスワードが記載されていますので、受信メールは必ず保存しておいてください。なお、この時点で申込は正式に完了していません。(P26参照)

※申込受付のメッセージが表示されたのにもかかわらずメールが受信できない場合は、保育課へご連絡ください。



#### ⑨ 申込内容の審査(保育課)

保育課において、入力内容や証明書類の確認を行います。内容に不備がある場合は、**修正依頼メール**を送信しますので、修正期日までに修正手続き(P28参照)をしてください。

(修正の例:「就労証明書の勤務時間の欄の記載がない」「添付画像が不鮮明で識別できない」など)



I次受付期間中に修正手続きが完了しない場合は、「2次受付」となりますのでご注意ください。

※内容の審査を行い、順次申込完了メールを送信しますので、仮受付メールの受信から1週間程度かかる場合があります。

※就労証明書に不備があるケースが多く見られます。再提出となる場合、修正依頼メールを受けた後、勤務する会社等で再度作成したものを電子申請に添付する必要があります。時間を要するものになるため、余裕をもってお申込みください。

#### ⑩ 申込完了メールの受信 → 手続き完了

審査の結果、修正事項がない場合または修正が完了した場合は、「申込完了メール」が届きます。 以上で、申込手続きが全て完了となります。



申込完了メールが届いた後は、ながの電子申請での修正はできません。申込内容を修正したい場合は、申込受付期間中に保育課へご連絡ください。





Q:申し込みをしたのにメールが届きません......

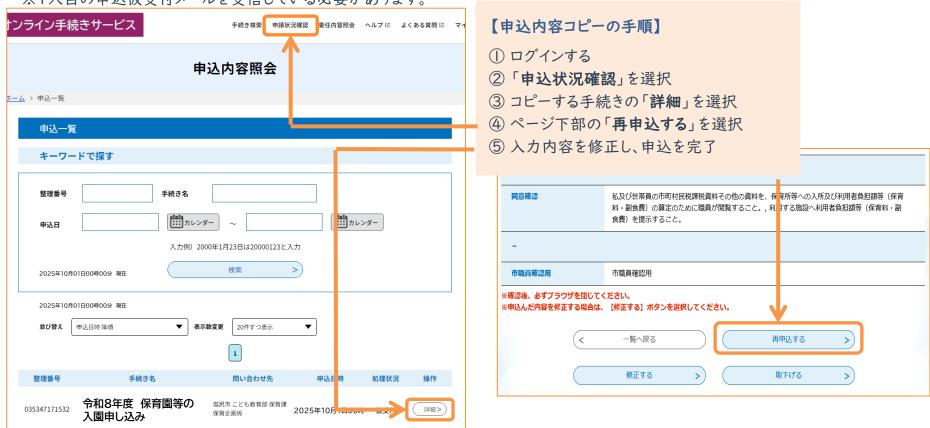
A:以下をご確認の上、I時間経ってもメールが届かない場合は、 ご契約中の通信会社にお問い合わせください。

- ·P22のメールアドレスが登録されているか
- ・迷惑メールBOX等に振り分けられていないか
- ・携帯本体・受信ボックスに空き容量があるか
- ·Wi-Fiを切ってモバイル通信でメールを更新する など

#### 2人目以降の申込をする場合

兄弟姉妹で2人以上の申込をする場合は、最初に申込をした内容をコピーすることができます。

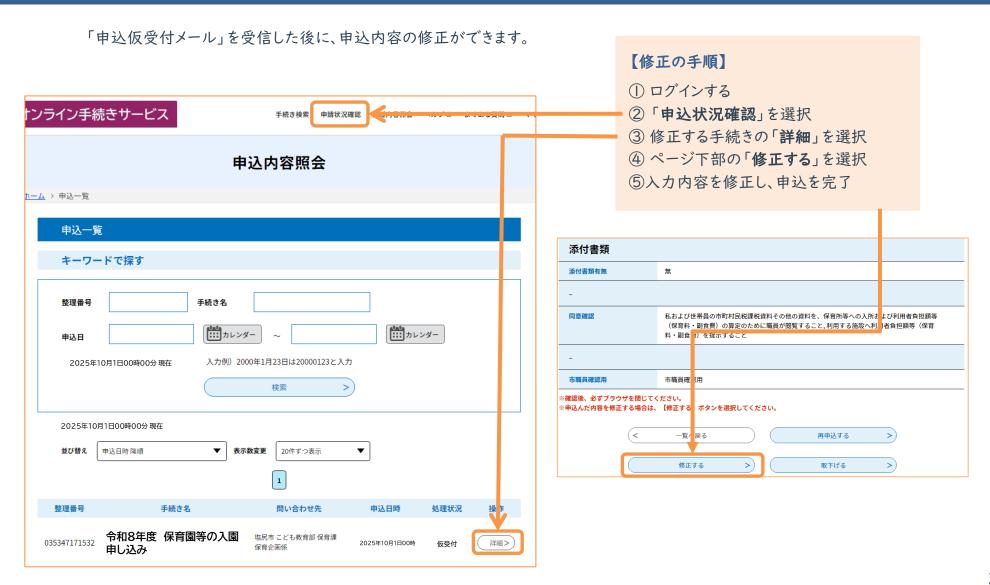
※1人目の申込仮受付メールを受信している必要があります。



#### コピーして2人目以降の子どもの申込をする場合、特に次の項目にご注意ください。

- ・世帯の状況 …………… 同居家族欄に | 人目の子どもの情報を加え、申込をする子どもの情報を同居家族欄から削除してください。
- ・保育を必要とする事由・・・・・・ 予約申込の場合は事由が異なる場合があります。入園時点の事由を入力してください。

#### 申込内容を修正する場合



- ① 入園の要件の確認
- ② 申込に必要な書類の準備
- ③電子申請による申込

10月1日(水~31日)金

④子どもの面接

11月10日(月)~21日俭

⑤ 利用調整・入園決定

|月下旬



- ⑥利用調整後の流れ
- ⑦ 入園申込に関するQ&A

## 子どもの面接

対象

新規で3~5歳児クラスに申込をした子どもと保護者

場所

第1希望園

内容

事前にお申込いただいた内容を基に、保育士等が面接を行います。開催時間内に面接場所へお越しください。

日程

園名		開催日時
日の出保育園・片丘保育園	月  0日 (月)	9時30分~ⅠⅠ時00分
広丘南保育園·妙義保育園	月  日 (火)	9時30分~ⅠⅠ時00分
よしだ幼稚園	月  日 (火)	9時30分~Ⅰ2時00分
よしだ保育園	月  日(火)	Ⅰ3時30分~Ⅰ5時00分
高出保育園·北小野保育園	月 3日(木)	9時30分~11時00分
サン・サンこども園	月  3日(木)	ⅠⅠ時00分~Ⅰ2時00分
塩尻東保育園·広丘野村保育園	月 4日 (金)	9時30分~ⅠⅠ時00分
みずほ保育園・宗賀中央保育園	月 7日(月)	9時30分~ⅠⅠ時00分
吉田ひまわり保育園・楢川保育園	月 9日(水)	9時30分~ⅠⅠ時00分
大門保育園·吉田原保育園	月20日(木)	9時30分~ⅠⅠ時00分
広丘西保育園	11月21日 金	9時30分~ⅠⅠ時00分

<sup>※</sup>事前予約は不要です。都合がつかない場合は、園にご相談ください。

<sup>※</sup>新規の0~2歳児クラスの面接は2月上旬に行います。詳細については、決定園を通知する際(1月下旬)にお知らせします。 なお、持病のある子どもについては、11月中旬頃に保育課から連絡し、面接を行う場合があります。

- 入園の要件の確認
- ② 申込に必要な書類の準備
- ③電子申請による申込

10月1日(水~31日)金

④子どもの面接

11月10日(月)~21日俭

⑤ 利用調整・入園決定

|月下旬





⑦ 入園申込に関するQ&A

## 利用調整とは



- ▶ 保育施設は、部屋面積や保育士の数により、受け入れできる子どもの数に限りがあるため、園ごと・クラス年齢ごとに定員が決められています。
- ▶ 定員を超えて入園の申込があった場合、保育の必要性の度合いの高い家庭の希望を優先して、入園する園を決 定します。この手続きを「利用調整」と言います。

## 利用調整の対象について

申込多数の場合には、希望する園を利用できない(<u>継続申込の場合は転園となる</u>)ことがありますので、あらかじめご 了承ください。

4歳以上児は、I次申込の時点で入園している園を第I希望とする場合、優先して利用調整を行います。ただし、I次申込以外で申し込んだ場合や現在の園とは別の園を希望した場合は、優先の対象となりませんのでご注意ください。

## 利用調整は「指数」に基づいて行います

「基準指数」と「調整指数」の合計により指数を決定します。

- ○基準指数 … 入園の要件ごとに点数化したもの。
- ○調整指数 … 家庭の状況等を考慮して、該当する項目を加点・減点するもの。
- 例)前年市内の園を利用していた3歳児Aさんの場合

(保護者 | : 就労 | 80時間以上で単身赴任 保護者2 : 3歳未満児の家庭育児)

22点(就労180時間以上)+2点(家庭育児)+4点(単身赴任)+2点(継続申込)=30点

基準指数

調整指数

※指数の一覧は次ページのとおりです。

#### 基準指数

入園の要件	内容	点数
	就労時間が月180時間以上(休憩時間を含む)	22
	就労時間が月170時間以上(休憩時間を含む)	21
	就労時間が月160時間以上(休憩時間を含む)	20
	就労時間が月148時間以上(休憩時間を含む)	19
就労	就労時間が月135時間以上(休憩時間を含む)	18
	就労時間が月122時間以上(休憩時間を含む)	17
	就労時間が月108時間以上(休憩時間を含む)	16
	就労時間が月86時間以上(休憩時間を含む)	15
	就労時間が月64時間以上(休憩時間を含む)	14
17 F 11 +	入園月時点で産前3か月~産後2か月	22
妊娠・出産	入園月時点で産後3か月~6か月	14
	おおむね」か月以上の入院	24
	おおむね   か月以上寝たきりの状態 または 要介護3~5	24
疾病	通院加療中で常に安静を要する	18
	通院加療中でおおむね半月以上の安静が必要または要介護2	14
	その他	10
	身体障害者手帳 I・2級/療育手帳 A I・A 2 / 精神障害者保健福祉手帳 I 級 のいずれか	24
障がい	身体障害者手帳3級/療育手帳BI/精神障害者保健福祉手帳2級 のいずれか	14
	身体障害者手帳4級以下/療育手帳B2/精神障害者保健福祉手帳3級 のいずれか	10
	介護·看護時間が月180時間以上または 常時介護を要する者 (要介護3~5) の介護を行っている	24
	介護・看護時間が月160時間以上	22
介護·看護(同居親族)	介護・看護時間が月122時間以上	18
	介護·看護時間が月86時間以上	16
	介護·看護時間が月64時間以上	14
災害復旧	火災、風水害等の被害に遭い、その復旧にあたっている	24
<b>北</b> 聯江到	人園希望月から6か月以内に県外から転入し、求職活動を行っている	8
求職活動	上記以外で求職活動を継続して行っている	6
就学	大学、専門学校、通信制高校、職業訓練校などに就学している	14
育児休業中の継続利用	育児休業をする際に、すでに保育園等を利用している子どもが継続利用する	2
3歳未満児の家庭育児	3歳未満児を家庭で育児している	2
Z-0 /th	虐待・DVまたはその恐れがある場合 (警察や福祉事務所等の関係機関に相談 を行っているもの)	盾业
その他	保護者が塩尻市内の保育園等(※1)で月の就労時間が120時間以上の保育 士等(※2)として就労しているまたはその予定(※3)がある場合	優先

#### 調整指数

内容	点数
ひとり親家庭(離別、死別、行方不明、拘禁等)	+36
生活保護法による被保護世帯	+4
兄弟姉妹が同時に申込をしている	+6
令和8年3月に市内の保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育施設に入園している(継続申込)	+2
入園を希望する児童が障がいを有し、療育手帳等が交付されている	+4
里親家庭	+4
福祉事務所等関係機関の意見に基づき、児童福祉の観点から保育の実施 が望ましいと認められる	+4
令和8年3月に地域型保育施設を卒園し、市内の保育園、認定こども園の保育園部分を希望している	+6
保護者が塩尻市内の保育園等(※1)で保育士等(※2)として就労している またはその予定	+4
入園時に育休から復帰する	+6
単身赴任(業務命令による転勤)	+4

#### 指数の合計が同点の場合の優先度

- ① 基準指数が高い世帯を優先
- ② 基準指数が同点の場合は、市町村民税所得割額の低い世帯を優先
- ※海外赴任や未申告などで税額が確認できない場合は、税額の最高額で判断します (控除対象配偶者を除く)。

該当する場合は申込受付期間中に保育課へご相談ください。

- ※ | 塩尻市内に所在する保育園、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、認可外保育施設等
- ※2 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、小学校教諭、養護教諭等
- ※3 入園前に内定が取り消しとなった場合は、入園決定も取り消しとなります

社会情勢等を考慮したより良い運用となるよう、 年度ごとに指数の見直しを行います。

## 利用調整における注意点

申込に当たっては、次の内容をよくご確認ください。

近年、3歳未満児の申込の増加や保育士不足などにより、0~3歳児クラスの利用調整において第1希望園に入園ができないケースが増えています。そのため、保育の必要性の度合いの高い家庭を優先して、入園する園を決定します。現在入園している子どもの継続申込も利用調整の対象となり、結果として転園・退園となってしまう可能性もあります。

【参考】令和7年度の利用調整の状況

クラス年齢	申込数	第   希望園 に入園	第   希望園 以外に入園	入園 保留
O·I 歳児	333 人	229 人	67 人	37 人
2歳児	287 人	246 人	39 人	2人
3歳児	362 人	349 人	13人	0人

#### ① 希望した園以外は入園の調整を行いません。希望園は可能な限り多く選択してください。

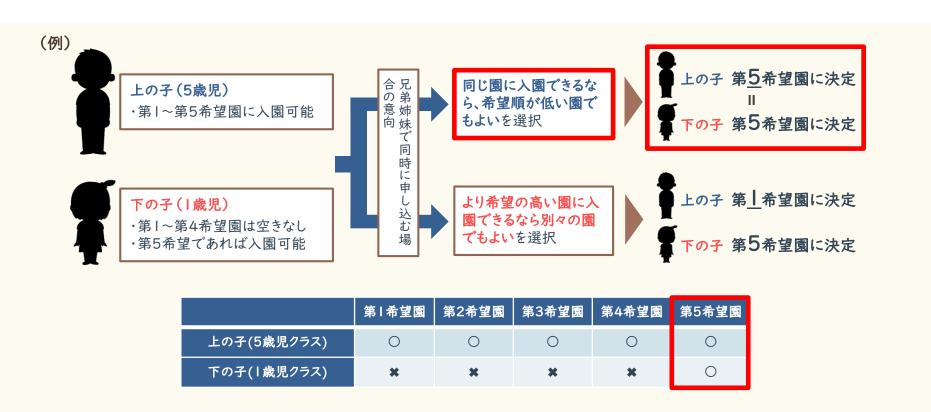
- ▶希望施設の選択は、実際に入園できる園を全て選択してください。(希望園のいずれにも空きがない場合、入園保留となります。)
- ▶ 例年、希望園への入園を決定した後に、辞退して別の園を希望するケースが見受けられます。転居などのやむを得ないケースもありますが、公正な利用調整に支障を来しますので、<u>申込の際には、入園可能かどうかを十分にご検討ください。</u>
- ▶希望園の選択によっては、下の表のように、dさんより指数の高いcさんが入園保留となり、指数の低いdさんが第1希望園に 決定するというケースも生じますので、あらかじめご了承ください。

【利用調整のイメージ(全ての園を定員 | 名と仮定)】

児童		年齢	指数の	希望園		· 決定園	備考	
	<b>兀里</b>	<del>-1-</del> <b>ख</b> ₹	高い順	第 希望	第2希望	第3希望	<b>大火图</b>	1 <del>1111.73</del>
	aさん	0歳児	I番	A園	B園	C園	A園	第1希望に決定
	bさん	0歳児	2番	A園	B園	C園	B園	第1希望が満員のため第2希望に決定
	cさん	0歳児	3番	A園	B園	なし	保留	希望園が全て満員のため保留
	dさん	0歳児	4番	C園	B園	なし	C園	第1希望に決定

### ② 兄弟姉妹の利用調整は、申込の際の意向をもとに決定します。

兄弟姉妹を同時に申し込む場合、指数において配慮(加点)しますが、兄弟姉妹全員が同じ園に入園できない場合があります。 この場合、申込の際の意向をもとに園を決定しますので、回答内容を十分ご検討ください。





「同じ園に入園できるなら、希望順が低い園でもよい」を選択した場合における<u>上の子の決定園は、新規申込や継続申</u>込に関係なく下の子の決定園(入園できる園)になります。

- ① 入園の要件の確認
- ② 申込に必要な書類の準備
- ③ 電子申請による申込

10月1日(水~31日)金

④子どもの面接

11月10日(月)~21日俭

⑤ 利用調整・入園決定

|月下旬

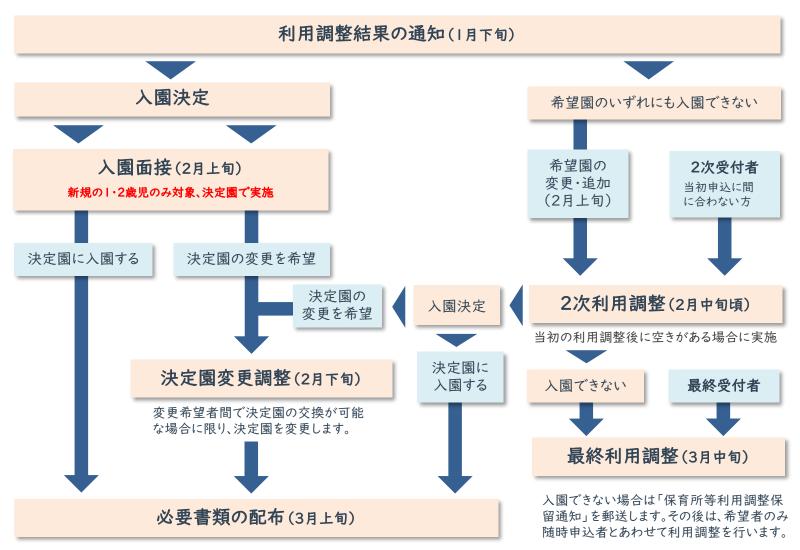
⑥利用調整後の流れ



⑦ 入園申込に関するQ&A

## 利用調整後の流れ

利用調整の結果は1月下旬に郵送で通知します。希望園に入園できない場合などの流れは、次のとおりです。



- 入園の要件の確認
- ② 申込に必要な書類の準備
- ③ 電子申請による申込

10月1日(水~31日)金

④子どもの面接

ⅠⅠ月Ⅰ0日(月)~2Ⅰ日(金)

⑤ 利用調整・入園決定

|月下旬

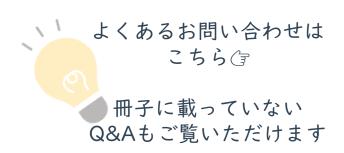
⑥利用調整後の流れ



⑦ 入園申込に関するQ&A

## 入園申込に関するQ&A







- 「求職」で申込を完了しましたが、その後に就職が決まりました。入園の要件を「就労」に変更できますか? また、希望園の変更はできますか?
- 申込をした受付期間中であれば、いずれも変更可能です。 なお、入園の要件を変更する場合は、変更後の入園の要件に関する必要書類(PIO~PI5)をご用意ください。
- Q<sub>2</sub> まだ生まれていない子どもの申込はできますか?
- 申込可能です。※電子申請内の「生年月日」欄は、出産予定日を入力してください。 ただし、出生前の入園決定は「仮決定」となりますので、出生届の手続きが完了しましたら、速やかに保育課 までご連絡ください。
- Q3 年度途中に育児休業から職場に復帰する予定ですが、入園の予約はできますか?【予約申込】
- A3 所属先への職場復帰時期が確認できる就労証明書が提出された場合に限り、申込が可能です。その場合は、申込受付期間中に申込をしてください。 ただし、予約申込できるのは公立園のみです。

なお、月の途中で職場に復帰する場合でも入園日は「その月の初日」となり、保育料等も月額となります。

### 入園申込に関するQ&A



#### 現在、塩尻市外に住んでいますが、申込はできますか?【予約申込】



入園月の前月末までに塩尻市に住民票を移すことが確実であれば、申込可能です。 ただし、入園時期によって必要書類が異なるため注意してください。

なお、入園月の前月末までに塩尻市に住民票がない場合は、入園決定を取り消します。

- ①4月入園:必要書類なし
- ②予約申込:転入の期日を確認できる書類を提出してください。
  - 例)「住宅の建築に係る契約書」や「アパートの賃貸契約書」など

Q<sub>5</sub>

予約申込をしています。「育休を取得している就労先」への復帰前に退職する場合は どうなりますか?【予約申込】【随時申込】



入園決定が取り消しになります。再度、入園を希望する場合は新たに申込をしてください。

Q<sub>6</sub>

I 次申込で入園が決定しましたが、育児休業を延長することになったので 『保育所等利用調整保留通知』が必要です。入園決定を辞退しても発行されますか?

 $A_6$ 

発行できません。ただし、2次申込以降に再度申込を行った結果、入園できなかった場合には発行可能です。 I 度でも入園決定を辞退した場合、『保育所等利用調整保留通知』に入園決定を辞退した旨が記載されます。

Q<sub>7</sub>

予約入園が決定しました。予約申込を取下げないまま、決定した入園月以前に新たに申込はできますか?

A<sub>7</sub>

予約入所が決定した場合、二重申込となる年度途中での申込は受け付けられません。 入所月の変更を希望する場合は保育課にお問い合わせください。予約申込を取下げることで新たに申込が できますが、入園できなかった際に発行される『保育所等利用調整保留通知』は、Q&A6のとおりとなります。40

# 3 保育料等·保育時間

## 保育料及び副食費は「認定区分」ごとに決まります

認定区分	対象年齢	認定の要件	人園できる園	保育料	副食費(※1)
号認定	満3歳以上	特になし	・幼稚園 ・認定こども園の 幼稚園部分	<ul><li>O円</li><li>子ども・子育て支援制度に未 移行の園は月25,700円まで 無償</li></ul>	各園ごと設定
2号認定	3~5歳児クラス	保育の必要性 の認定(※2) を受けている	・保育園 ・認定こども園の 保育園部分	O円	月4,500円 私立園は各園ごと設定
	2歳児クラス の満3歳	保育の必要性 の認定を受けて いる	・保育園 ・認定こども園の 保育園部分 ・地域型保育施設	所得の額に 応じて決定 (次ページのとおり)	保育料に含まれます
3号認定	3歳未満	保育の必要性 の認定を受けて いる	・保育園 ・認定こども園の 保育園部分 ・地域型保育施設	所得の額に 応じて決定 <sup>(次ページのとおり)</sup>	保育料に含まれます

<sup>※1</sup> 副食費は、給食のおかずやおやつの食材料費を指します。

<sup>※2</sup> 保育の必要性の認定は、入園申込時の「入園の要件」に基づいて行います。入園決定と同時に認定の決定を行い、保護者に通知します。

### 0~2歳児クラスの保育料

4~8月の保育料

9月

9~3月の保育料

3月

階層		税額による世帯の区分	保育短時間(月額)	保育標準時間(月額)
Α	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
В	B 市町村民税非課税世帯		0円	0円
СІ		48,600円未満(ひとり親世帯等)	6,500円	8,600円
C2		48,600円未満(ひとり親世帯等以外)	14,000円	18,200円
DI	+	48,600円以上77,100円以下(ひとり親世帯等)	6,900円	9,000円
D2	市町村	77,101円以上97,000円未満(ひとり親世帯等)	22,500円	26,700円
UZ	民税所	48,600円以上97,000円未満(ひとり親世帯等以外)	22,500円	26,700円
E	町村民税所得割額	97,000円以上169,000円未満	27,000円	31,200円
F	領	169,000円以上301,000円未満	43,000円	47,200円
G	301,000円以上397,000円未満		56,000円	60,200円
Н	397,000円以上		58,000円	62,200円

<sup>※</sup> 未申告などの理由により税額が確認できない場合は、<u>最高額(H階層)に決定</u>しますのでご注意ください。(控除対象配偶者であることが確認できる場合を除く)

<sup>※</sup> 原則、父母の税額を適用しますが、家庭状況によっては父母以外の家計の主宰者(祖父母など)の税額を適用する場合があります。

<sup>※「</sup>ひとり親世帯等」は、ひとり親家庭、生活保護世帯、障害者世帯のことを指します。

<sup>※「</sup>配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、 控除前の市町村民税所得割額が保育料算定の基準になります。

## 保育料等の減免

塩尻市では、国の減免制度に加えた本市独自の子育て支援策を行っています。

保育料	世帯年収360万円未満相当の世帯※の第1子	半額
	第2子以降	無償
副食費	世帯年収360万円未満相当の世帯※の第1子	無償
	第2子以降	無償

<sup>※</sup> 市町村民税所得割額57,700円未満(ひとり親世帯等に限り、77,100円以下)の世帯

#### 【第2子の判定について】

- ・生計を一にする兄姉がいる場合、当該園児を第2子(以降)と判定します。その際、多子のカウントに年齢制限はありません。
- ・兄姉が既に学校を卒業し労働に従事している場合など、生計を一にしていない場合は第2子として判定されません。
- ・入園申込時において世帯員に生計を一にする兄姉の記載が無い場合、第2子と判定されない場合があります。

### 保育時間 入園申込の内容に基づいて保育時間を認定します。

認定区分	保育時間	注意事項		
保育短時間	8:30~16:30 (8時間)	原則、全員が「保育短時間」でのご案内となります。 ※不足部分は、延長保育を別途園へお申込ください。		
保育標準時間	7:30~18:30(11時間)	「保育短時間」+「延長保育」の利用時間が 7:30~18:30に達した場合のみのご案内となります。		

#### 土曜保育について

仕事などのやむを得ない 事由で子どもを保育でき ない場合に限り、土曜保育 を利用できます。 なお、公立園については土 曜保育を実施している園 を利用していただきます。

## 延長保育(長時間保育)

概要	延長保育料	利用方法
保育時間の前後の時間帯について、開園時間の範囲内で延 長保育を利用できます。	【0~2歳児】30分あたり月額700円 【3~5歳児】30分あたり月額700円 (18:30以降の利用分のみ)	入園申込の内容に基づいて利用を決定します。 利用希望月の前月25日(土・日曜日、祝日の場合は直前 の平日)までに、園への申込が必要です。

- ·入園の要件が「<u>求職活動」「育休継続」「家庭育児」</u>の場合は、原則、「保育標準時間」及び「延長保育」はご利用いただけません。
- ・延長保育の利用は必要最低限の時間に限ります。その必要性について、園から詳細な聞き取りを行いますので、ご了承ください。

#### 【保育時間・延長保育のイメージ】

延長保育	保育短時間(8時間)	延	長保育
			延長
	保育標準時間(11時間)		保育
7:30 8:30		16:30	18:30 閉園

#### 緊急延長保育について

延長保育の申込をしていなくても、緊急の場合には延長保育を利用することができます。

【利用料】30分 100円

※30分に満たなくても100円になります。

【回数】週3回を目安

※それ以上のやむを得ない場合は、園にご相談ください。

#### 【延長保育料の減免】

延長保育料については、保育料及び副食費とは減免の内容が異なりますのでご注意ください。

クラス年齢	時間帯	第1子		第2子			第3子 以降
	+4 LEI LA	世帯区分	世帯区分 ③、④	世帯区分	世帯区分	世帯区分 ③、④	世帯区分
3歳未満児	~18:30	350円	700円	0円	0円	0円	0円
	18:30 以降	350円	700円	0円	350円	350円	0円
3歳以上児	~18:30	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	18:30 以降	0円	700円	0円	0円	350円	0円

#### 【世帯区分】

- ①ひとり親世帯等で所得割額77,100円以下
- ②ひとり親世帯等以外で所得割額57,700円未満
- ③ひとり親世帯等で所得割額77,101円以上
- ④ひとり親世帯等以外で所得割額57,700円以上

<sup>※</sup>上記にかかわらず、生活保護法による被保護世帯または市町村民税非課税世帯は0円となります。

## **MEMO**





## 塩尻市 保育課 保育企画係 **L** 0263-52-0844

塩尻市大門七番町3番3号 塩尻総合文化センター1階